

○ オンライン資格確認における加入者情報登録・修正に係る遵守事項について（令和3年9月7日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡）

新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>(1) 加入者情報登録時の遵守事項</p> <p>① 個人番号の未提出【被用者保険及び国民健康保険組合対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、前提として 資格取得届 及び被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）への個人番号の記入は必須である（健康保険法施行規則様式第3号の裏面及び健康保険法施行規則第38条第1項第1号）ため、事業主等からの提出を求めてください。 個人番号が未記載のまま資格取得届等が提出された場合は、その都度、事業主に個人番号の提出を依頼・督促してください。 その上で、個人番号の提出が遅延する場合は J-LIS を活用してください（加入者の個人番号を J-LIS 照会にて取得する際、本人同意は不要です（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第14条第2項の規定より））。 それでもなお、個人番号の提出または加入者情報の登録に時間を要する場合には、該当の加入者に対して、加入者情報が登録されるまでの間、マイナンバーカードおよび資格確認書でのオンライン資格確認が利用できない旨を周知してください。 <p>② 被保険者証等情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効な資格期間がある場合は、被保険者証等情報を必ず登録してください（資格の同日得喪の場合を除く。） 中間サーバーに登録する資格情報（被保険者証等情報）は、<u>資格確認書及び資格情報のお知らせの券面に記載された内容と一致させてください</u>。券面等に記載された内容については、中間サーバーにおいて誤りを検出することができないことから、医療保険者等におかれましては、正確に登録されていることをご確認ください。 有効終了年月日の到来前に、新たな有効開始年月日（未来日も可）を登録してください。 <p>③ （略）</p> <p>④ 高齢受給者証・被保険者証等情報の負担割合と限度額適用認定証の適用</p>	<p>(1) 加入者情報登録時の遵守事項</p> <p>① 個人番号の未提出【被用者保険及び国民健康保険組合対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、前提として 資格取得届 及び被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）への個人番号の記入は必須である（健康保険法施行規則様式第3号の裏面及び健康保険法施行規則第38条第1項第1号）ため、事業主等からの提出を求めてください。 個人番号が未記載のまま資格取得届等が提出された場合は、その都度、事業主に個人番号の提出を依頼・督促してください。 その上で、個人番号の提出が遅延する場合は J-LIS を活用してください（加入者の個人番号を J-LIS 照会にて取得する際、本人同意は不要です（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第14条第2項の規定より））。 それでもなお、個人番号の提出または加入者情報の登録に時間を要する場合には、該当の加入者に対して、加入者情報が登録されるまでの間、マイナンバーカードおよび<u>被保険者証</u>でのオンライン資格確認が利用できない旨を周知してください。 <p>② 被保険者証等情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>被保険者証の交付実績がなくとも</u>、有効な資格期間がある場合は、被保険者証等情報を必ず登録してください（資格の同日得喪の場合を除く。） 中間サーバーに登録する資格情報（被保険者証等情報）は、<u>被保険者証の券面に記載された内容と一致させてください</u>。券面等に記載された内容については、中間サーバーにおいて誤りを検出することができないことから、医療保険者等におかれましては、正確に登録されていることをご確認ください。 有効終了年月日の到来前に、新たな有効開始年月日（未来日も可）を登録してください。 <p>③ （略）</p> <p>④ 高齢受給者証・被保険者証等情報の負担割合と限度額適用認定証の適用</p>

区分

- ・高齢受給者証・資格確認書の一部負担金割合と限度額適用認定証の適用区分を一致させてください（後期高齢者医療制度で負担割合2割又は3割の境界層該当者を除く。）

⑤・⑥ （略）

(2) （略）

別添 加入者情報登録・修正に係る QA 集

2. 被保険者証等情報

1	短期間で資格得喪した（取得後すぐ喪失した）ため、 <u>資格確認書</u> を発行していない場合も、被保険者証情報の登録が必要でしょうか。	中間サーバーの被保険者証情報の登録は、オンライン資格確認において有効な資格を判断するために必要となりますので、 <u>資格確認書</u> 交付に関わらず登録いただきますようお願いいたします。
---	---	---

区分

- ・高齢受給者証・被保険者証の一部負担金割合と限度額適用認定証の適用区分を一致させてください（後期高齢者医療制度で負担割合3割の境界層該当者を除く。）

⑤・⑥ （略）

(2) （略）

別添 加入者情報登録・修正に係る QA 集

2. 被保険者証等情報

1	短期間で資格得喪した（取得後すぐ喪失した）ため、 <u>保険証</u> を発行していない場合も、被保険者証情報の登録が必要でしょうか。	中間サーバーの被保険者証情報の登録は、オンライン資格確認において有効な資格を判断するために必要となりますので、 <u>保険証</u> 交付に関わらず登録いただきますようお願いいたします。
---	---	---